

青森県報

第二千二百一十号

平成十五年
九月一日
(月曜日)

目次

告 示

- 技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) …… 一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) …… 二
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) …… 三

公 告

- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) …… 六
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) …… 六
- 出先機関……………(同) …… 六
- 土地改良事業の工事の完了……………(三戸地方農林事務所) …… 六
- 右 同……………(西地方農林水産事務所) …… 一〇

告 示

青森県告示第五百六十号

平成十五年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、製版(DTP作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作業、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業)、配管(建築配管作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、仕上げ(機械組み立て仕上げ作業)、機械保全(機械保全作業)

4 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業))

二 実施期日

1 実技試験は、平成十五年十一月二十八日(金)から平成十六年二月二十二日

2 学科試験

(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(一) 平成十六年二月一日(日) 午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、婦人子供服製造、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、

鉄筋施工、ガラス施工

(2) 三級

機械検査、配管

(二) 平成十六年二月八日(日) 午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、酒造、建築大工、防水

施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装

(2) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

(三) 平成十六年二月八日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電

気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供

服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、パン製造、コンクリート圧送施工

(3) 三級

仕上げ

(4) 単一等級

バルコニー施工

(四) 平成十六年二月十五日(日) 午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、和裁、製版、電気製図

(2) 三級

電気製図

(3) 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築

(五) 平成十六年二月十五日(日) 午後一時十五分に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全

(2) 三級

機械保全

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行つ。ただし、受検人員により会場数が

増減される場合もある。

青森市

弘前市

十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十五年九月三十日(火) から同年十月十日(金) まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で作付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五) 又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第五百六十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表階上区域の項の次に次のように加える。

<p>八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域</p> <p>うち甲の地区 八戸市白銀台一丁目、白銀台二丁目、白銀台三丁目、白銀台四丁目、白銀台五丁目、白銀台六丁目、白銀台七丁目、白銀一丁目、白銀二丁目、白銀三丁目、白銀四丁目、白銀五丁目、大字白銀町及び大字大久保の区域</p> <p>うち乙の地区 八戸市新湊一丁目、新湊二丁目、湊高台七丁目、大字湊町、大字新井田及び大字河原木の区域</p>	<p>1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業</p> <p>2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業</p> <p>3 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により太平洋の海域において流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業</p> <p>4 総トン数十トン以上百トン未満の漁船によりさし網を使用してめゆけをとることを目的とする漁業</p> <p>5 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船でいかつり漁業の取締りに関する省令(昭和四十四年農林省令第四十一号)第一条第一項第二号又は第三号に掲げる海域以外の海域において行ないかつり漁業</p> <p>6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ないかつり漁業</p> <p>7 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほつき貝けた網漁業を行う漁業であつて甲の地区の者が行う漁業</p> <p>8 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて甲の地区の者が行う漁業</p> <p>9 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、7及び8に掲げる漁業以外の漁業であつて甲の地区の者が行う漁業</p> <p>10 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほつき貝けた網漁業を行う漁業であつて乙の地区の者が行う漁業</p> <p>11 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて乙の地区の者が行う漁業</p> <p>12 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、10及び11に掲げる漁業以外の漁業であつて乙の地区の者が行う漁業</p> <p>13 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、7から12に掲げる漁業以外の漁業</p>
---	---

二の表はちのへ第一区域の項及びはちのへ第二区域の項及び三の表はちのへ第一区域の項を削除する。

青森県告示第五百六十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	七〇・六八
岩木川上流	"	一、〇九八・二七
平川	"	五六三・一八
浅瀬石川	"	六八〇・九三
今別川、蟹田川	"	二五四・七一
青森地区	"	六〇五・三六
下北東部	"	七〇・〇五
下北西部	"	六五・〇四
上北地区	"	二五・二七
七戸川	"	五九〇・六〇

西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 ↳蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 ↳笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"
六・一四	〇・一三	九八・四六	九六・四〇	一・一四	七三・七三	二二・四四	一四七・一七	一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇七・七五	一六七・二四	一三三・一一	九五・八〇	七二四・〇七

北津軽郡市浦村	五所川原市	" 木造町	" 車力村	" 森田村	" 岩崎村	" 深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	" 横浜町	" 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村
"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一五・七六	〇・〇二	五五・二〇	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	一・五四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇

川内町	下北郡大間町	平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	上北町	七戸町	横浜町	六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	金木町	鶴田町
"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八

南部地区	津軽地区	福地村	三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八六・五六	一五五・六〇	八・八六	九・三二	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・八七	〇・三八	五・〇二

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
イオンタウン安原 ショッピングセン ター S M棟	弘前市安原第二地区画整理 事業保留地第四八街区符号保 の一画地外	物品販売 業店舗	平成五・八・二五
イオンタウン安原 ショッピングセン ター 専門店棟	弘前市安原第二地区画整理 事業保留地第四八街区符号保 の一画地外	物品販売 業店舗	"
イオンタウン安原 ショッピングセン ター ドラッグセ ン	弘前市安原第二地区画整理 事業保留地第四八街区符号保 の一画地外	物品販売 業店舗	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川
鶴田土地改良区の定款の変更を平成十五年八月二十五日認可したので、同条第三項の
規定により公告する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沢
田地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年九月二日から同年十月一日まで

三 縦覧の場所

十和田湖町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、
次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年九月一日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 五八・一	三 戸 町	平成二五・四・三
" 五八・二	"	"
" 五八・三	"	一五・四・二五
" 五八・四	"	一五・四・三
" 五八・五	"	一五・四・二五
" 五八・六	"	"
" 五八・七	"	"
" 五八・八	"	"
" 五八・九	"	"

五八・二七	五八・二六	五八・二五	五八・二四	五八・二三	五八・二二	五八・二一	五八・二〇	五八・一九	五八・一八	五八・一七	五八・一六	五八・一五	五八・一三	五八・一二	五八・一一	五八・一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一五・四・三	一五・四・二五	〃	一五・四・三	一五・四・二五	〃	〃	一五・四・三	一五・六・六	一五・四・二五	〃	〃	一五・四・三	一五・四・二五	一五・六・六	一五・四・三

五八・四五	五八・四四	五八・四三	五八・四二	五八・四一	五八・三九	五八・三八	五八・三七	五八・三六	五八・三五	五八・三四	五八・三三	五八・三二	五八・三一	五八・三〇	五八・二九	五八・二八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一五・五・六	一五・四・二五	〃	一五・五・〇	〃	一五・四・三	一五・四・二五	一五・四・三	〃	〃	一五・四・二五	一五・四・三	一五・四・二五	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五八・六三	五八・六二	五八・六一	五八・六〇	五八・五九	五八・五八	五八・五七	五八・五六	五八・五四	五八・五三	五八・五二	五八・五一	五八・五〇	五八・四九	五八・四八	五八・四七	五八・四六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・五三〇	一五・五二六	〃	〃	一五・五三〇	一五・五二六	一五・四二五	一五・五三〇	一五・四二五	一五・五三〇	一五・五二六	一五・四二二	〃	一五・五三〇	一五・四二二	一五・五二六	一五・五三〇

〃	〃	〃	〃	〃	〃	十四年災農業用施設災害復旧事業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五八・一〇七	五八・一〇六	五八・一〇五	五八・一〇四	五八・一〇三	五八・一〇二	五八・一〇一	五八・七六	五八・七四	五八・七二	五八・七一	五八・七〇	五八・六八	五八・六七	五八・六六	五八・六五	五八・六四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・四二二	一五・四二五	〃	〃	〃	〃	一五・四二二	一五・四二五	一五・五二六	一五・七二七	一五・五三〇	一五・五二六	〃	一五・五三〇	一五・五二六	一五・五三〇	一五・五二六

五八・二二五	五八・二二四	五八・二二三	五八・二二二	五八・二二一	五八・二一九	五八・二一八	五八・二一七	五八・二一六	五八・二一五	五八・二一四	五八・二一三	五八・二一二	五八・二一一	五八・二一〇	五八・二〇九	五八・二〇八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一五・四・三	一五・五・〇	一五・五・二六	一五・四・三	一五・四・二五	一五・五・三〇	〃	〃	一五・四・三	一五・四・二五	一五・七・七	〃	〃	一五・四・三	一五・四・二五

五八・一四七	五八・一四六	五八・一四五	五八・一四三	五八・一四二	五八・一四〇	五八・一三九	五八・一三八	五八・一三七	五八・一三六	五八・一三四	五八・一三三	五八・一三一	五八・一三一	五八・二二九	五八・二二八	五八・二二七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・五・〇	一五・四・三	〃	一五・五・〇	一五・四・三	一五・四・二五	一五・五・三〇	一五・四・三	一五・五・二六	一五・四・二五	〃	〃	〃	一五・四・三	〃	〃	一五・五・三〇

〃	五八・一六四	〃	一五・五・二六
〃	五八・一六三	〃	〃
〃	五八・一六二	〃	〃
〃	五八・一五九	〃	一五・五・三〇
〃	五八・一五八	〃	一五・五・二六
〃	五八・一五七	〃	〃
〃	五八・一五六	〃	一五・五・三〇
〃	五八・一五五	〃	〃
〃	五八・一五四	〃	一五・五・二六
〃	五八・一五三	〃	〃
〃	五八・一五〇	〃	一五・五・三〇
〃	五八・一四九	〃	〃
〃	五八・一四八	〃	一五・四・二五

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年九月一日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

〃	八・一一三	〃	一五・七・二五
〃	八・一一二	〃	一五・六・一〇
〃	八・一一〇	〃	一五・五・三
〃	八・一〇九	〃	一五・六・三〇
〃	八・一〇八	〃	一五・六・二〇
〃	八・一〇六	〃	一五・七・二五
〃	八・一〇五	〃	一五・六・二〇
〃	八・一〇四	〃	一五・六・三〇
〃	八・一〇三	〃	一五・五・三
〃	八・一〇二	〃	一五・五・三〇
十四年災農業用施設災害復旧事業	八・一〇一	〃	一五・五・二
〃	八・六	〃	〃
〃	八・四	〃	一五・六・二〇
〃	八・三	〃	一五・七・二五
〃	八・二	〃	一五・六・三〇
十四年災農地災害復旧事業	八・一	鯨ヶ沢町	平成一五・六・三
土地改良事業の名称		事業を行う者	年工 月事 日完了

〃	〃	〃
八・二六	八・二五	八・二四
〃	〃	〃
〃	一五・五・三	一五・七・一〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭